

## Rプラザ市川利用優待カード発行要領

### (目的)

**第1.** 公益財団法人市川市清掃公社（以下「本公社」という。）は、リサイクルプラザ市川（以下「本プラザ」という。）が発行するカードについて、この要領により必要な事項を定める。

### (定義)

**第2.** この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

- (1) カード Rプラザ市川利用優待カード(様式1)をいう。
- (2) カードNo. カードの「No.」に記載する年度別一連番号をいう。
- (3) 申込者 本プラザが実施する事業を利用するためにカードの発行を申し込む個人をいう。
- (4) 保有者 カードを保有する個人をいう。
- (5) 保管情報 本プラザが申込者から収集し、保管する個人情報をいう。

### (申込み及び作成)

**第3.** 申込者は、この要領を承諾し、Rプラザ市川利用優待カード申込書（様式2、以下「本申込書」という。）を本プラザに提出する。

2 カードは、次に該当する場合を除いて作成する。

- (1) 申込者本人が既にカードを保有している場合。
- (2) 本人確認をする別表第1の本人確認書類の提示がない場合。

### (発行)

**第4.** 本プラザは、カードを申込者に1枚発行する。

### (手数料)

**第5.** カードに係わる手数料は、無料とする。

### (有効期限)

**第6.** カードは、発行日から利用ができ、有効期限は定めない。

### (優待特典)

**第7.** 保有者は、次の特典を利用することができる。

- (1) 本プラザで展示販売する再生家具等を購入するときにカードを提示した場合は、販売価格の100分の10を割り引く。また、年2回開催する特別優待セールでは、100分の20以上を割り引く。ただし、一般割引セール期間中の販売価格又は本プラザが対象外としたものには適用しない。
- (2) カードNo.を記入した「もったいないマーケット出店申込書」の提出に際し、カードの提示がある場合は、出店手数料の100分10を割り引く。
- (3) カードNo.を記入した「プラザ研修室使用申込書」の提出に際し、カードの提示がある場合は、使用料の100分の20を割り引く。
- (4) 本プラザで販売するじゅんかんチップを5,000円以上購入するときにカードを提示した場合は、販売価格の100分の5を割り引く。
- (5) 上記の(1)から(4)までの割引は、各事項に掲げる額から消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を除く額に対して行い、割引後の額に消費税等を加算した合計額に生じた10円未満は切り捨てる。

2 保有者は、申込書にメールアドレスを記入した場合は本プラザのイベント情報

及びこの要領の改定情報を電子メールで受け取ることができる。

**(訂正、変更、再発行、利用終了)**

**第8.** 保管情報の訂正又は変更を申し出る場合は、本プラザにカードを提示して本申込書を提出する。

2 カードのき損又は汚損による再発行を申し出る場合は、本プラザにカードを添付して本申込書を提出する。

3 カードの紛失による再発行を申し出る場合は、第3による申込みを行う。

4 カードの利用終了を申し出る場合は、本プラザにカードを添付して本申込書を提出する。この場合において、本プラザは保有者の保管情報を削除する。

**(保管情報の管理)**

**第9.** 本プラザは、保管情報を公益財団法人市川市清掃公社個人情報保護方針に基づき、適正に管理をする。

**(貸与・譲渡の禁止)**

**第10.** 保有者は、保有者本人以外のものにカードを貸与又は譲渡してはならない。

**(委任)**

**第11.** この要領に定めるもののほか、必要な事項は本公社の理事長が別に定める。

(附則)

この要領は、平成27年11月20日から施行する。

別表第1

本人確認書類
① 次のうち1点 運転免許証、旅券、住民基本台帳カード(写真付き)、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療養手帳、在留カード、特別永住者証明書、国又は市区町村が発行した証明書又は許可書(氏名・住所・生年月日付き)
② 上記以外のもので「氏名・生年月日」又は「氏名・住所」が記載され、本公社の理事長が適当と認める2点。 (例) 住民票、健康保険証、年金手帳、社員証、学生証、学校名が記載された各種書類、医療受給者証、国又は市区町村から届いた郵便物(消印付き)